

## IV 既に継続事業課題として採択されている方へ

平成25年度に継続が予定されている事業課題（以下「継続事業課題」という。）の取り扱いについては、次のとおりです。

- (1) 継続事業課題については、応募書類の提出は必要ありません。（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）
- (2) ただし、「学術定期刊行物」「データベース」において、次のような計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類を提出しなければなりません。
  - ・「学術定期刊行物」：刊行回数の変更、当初予定の50%を超える刊行事業費の増減
  - ・「データベース」：当初予定の50%を超える入力レコード数及び事業費の増減この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、継続の内約そのものを取り消すことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（46頁「問い合わせ先等」参照）。  
なお、内約期間（内約額が提示されている年度）を超える事業期間での応募はできません。  
また、継続事業課題の増額応募については、原則として認めません。
- (3) 「学術定期刊行物」の継続事業課題（以下「学術定期刊行物」という。）のある学術団体等が「国際情報発信強化」に応募する場合、次のいずれかによることとします。
  - ① 「学術定期刊行物」の事業内容と重複する内容で応募する場合は、採択された後に「学術定期刊行物」を辞退する。
  - ② 「学術定期刊行物」の事業と「国際情報発信強化」の事業の内容が重複しないよう応募し、並行して実施する。  
ただし、いずれの場合においても支出項目は重複することがなく事業を実施する必要がありますので、注意してください。